

一般社団法人 予防衛生協会 研究助成規程

目的

第1条 本規程は、一般社団法人予防衛生協会（以下、「本協会」という。）が定款第4条1項の規定に基づき行う研究助成の実施に関し、必要な事項を定める。

名称

第2条 この研究助成制度の名称を、「NHP-A (Nonhuman Primates-Associates) 研究助成」（以下、「助成」）とする。

助成対象

第3条 本規程による研究助成の対象は、日本国内の国公立・私立の大学および公的（国公立及び公益法人等）研究機関に属する者が行う、以下のいずれかに該当する調査、研究とする。

- (1) 非ヒト霊長類を用いる感染症研究および医科学研究
- (2) 非ヒト霊長類の飼育・繁殖、獣医学的管理、検査法に関する研究および技術開発
- (3) 非ヒト霊長類を用いる動物実験の3Rs (Replacement, Reduction, Refinement) に関する研究および技術開発
- (4) その他、非ヒト霊長類の実験手技の技術開発、基本データの収集・解析等に関する研究

助成額および助成件数

第4条 助成額は本協会の当該年度の予算の範囲内とし、毎年2件以内の助成課題を採択する。（助成額は1件100万円とし、毎年2件以内の助成課題を採択する。）

助成金の交付

第5条 助成金は、助成受給者が所属する機関あるいは機関が指定する部署への寄附とする。

2. 助成金は、助成受給者が所属する機関あるいは部署が指定する金融機関の口座に振り込むことにより行う。

募集の方法

第6条 研究助成候補については公募により募集する。

2. 公募は関係機関へのメール送付および本協会のホームページをもって行う。
3. 公募要領は、選考委員会が作成する。

選考の方法

第7条 助成候補者の選考は、本協会に設置する選考委員会で審議し、理事会において決定する。

2. 選考委員会は、実験用の非ヒト霊長類に関わる研究分野の専門家および外部有識者、本協会の役員あるいは職員により構成し、理事会の承認を得るものとする。

3. 選考委員の選定については、公平性を担保するため、所属機関・年齢・性別などに配慮する。

4. 選考委員会の運用については、別に定める。

受給者の義務

第8条 受給者は、以下の義務を果たさなければならない。

- (1) 助成対象となった研究の完了
- (2) 助成金の適正な管理
- (3) 研究成果の報告
- (4) 研究の実施に関連する法令、指針等の遵守

成果の公表

第9条 受給者は、助成金の受給後2年以内に本協会が行うセミナー等において、当該研究の進捗・成果などについて報告する。

2. 受給者は、助成金の対象となった研究に関連して作成する論文等の成果物の公表に際し、当該研究が本協会の助成を受けた旨を明記するとともに、成果物等の写し等を提出する。

その他

第10条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が定める。

規程の改廃

第11条 本規程の改廃は、選考委員会の意見を聞いて理事会が決定する。

附則（平成29年3月21日制定）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社団法人予防衛生協会 研究助成規程（平成21年10月1日改正）は廃止する。

附則（令和2年6月2日改定）

この規程は、令和2年6月2日から施行する。

研究助成に関する選考委員会の運営細則

目的

第1条 本細則は、一般社団法人予防衛生協会の研究助成規程第7条4項に基づき、選考委員会の運営に関し、必要な事項を定める。

選考委員会

第2条 選考委員会は、助成を円滑にかつ効果的に実施するために、次の各号に掲げる任にあたる。

- (1) 公募要領、選考基準等の作成
- (2) 助成する研究課題の選考
- (3) 当該研究の成果の確認

2. 選考委員は5名以上8名以内で構成し、実験用の非ヒト霊長類に関わる研究分野の専門家および外部有識者、本協会の役員あるいは職員を含むものとする。

3. 選考委員は代表理事が委嘱する。

4. 選考委員の任期は原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

5. 補欠または増員により委嘱された選考委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

選考委員会の運営

第3条 選考委員会は、代表理事が招集する。

2. 選考委員長は、選考委員の互選により選出する。

3. 選考委員会は、過半数の委員の出席により成立し、出席委員の3分の2以上の合意により決定する。

4. 選考委員会の議事については、議事録を作成し、代表理事に報告する。

利益相反

第4条 選考委員は、研究代表者として本助成に応募してはならない。

2. 助成する研究課題の選考に際して、委員と利益相反の関係にある者が申請する研究課題の審査に、当該選考委員は加わることはできない。

3. 選考委員との関係が利益相反に該当する場合は、次のとおりとする。

- (1) 申請者が家族であるとき
- (2) 申請者が大学、研究機関等において同一の学科等または同一の部署に属しているとき
- (3) 申請者が選考委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に緊密な共同研究を行った者であるとき
- (4) 申請者が博士論文の指導を行い、または受ける等緊密な師弟関係にあるとき

(5) 申請者あるいは申請者の所属する機関から、選考委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に、いずれかの年度において100万円を超える経済的利益を受けているとき

(6) 申請者と直接的な競合関係にあるとき

(7) その他深刻な利益相反があると認められるとき

その他

第5条 本細則の改廃は、選考委員会の意見を聞いて理事会が決定する。

附則（令和2年6月2日制定）

この細則は、令和2年6月2日から施行する。